皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガーナ国大統領ジョン・ドラマニ・マハマ閣下の大統領再任につき、一月七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年一月九日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成24年11月13日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(2)第01464号	日本モーゲージサービス株式会社
沖縄県知事(1)第04199号	株式会社菱和地所
四国財務局長(1)第00093号	株式会社フジ・カーマサービス
沖縄県知事(1)第04201号	花城　基映

平成24年11月13日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(4)第26031号	株式会社ネットライフ
青森県知事(4)第01623号	有限会社アルトファイナンス
埼玉県知事(浦９)第00817号	三国サービス　株式会社
大阪府知事(5)第10737号	株式会社ラビット
群馬県知事(2)第01212号	株式会社クラシナ通商
京都府知事(1)第03412号	ニッコー

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成24年11月１日	大阪府知事(1)第12966号	ＩＮＳＯＵファイナンス株式会社（商栄ファイナンス株式会社）

平成24年12月11日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第29645号	東海東京アセットマネジメント株式会社
東京都知事(2)第31057号	株式会社ナルコ
兵庫県神戸県民局長(2)第12396号	泰商会
広島県知事(6)第01931号	愛和

平成24年12月11日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
山梨県知事(3)第00686号	富士ファーストファイナンス
東京都知事(2)第30395号	アムスなんでもリース株式会社

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行なったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月九日

東北運輸局長　長谷川伸一

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
ＫＢ12―0068	ＴＩＢＯＲ	ＸＵＭＵ３	カンボジア王国	平成二十四年二月十五日	平成二十四年十二月十日

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人濱井一夫は願により公証人を免ぜられた。

小磯武男は公証人に任命され、東京法務局所属公証人濱井一夫の後任を命ぜられた。（以上二十四年十二月十七日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年高知労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年１月９日

高知労働局長　櫻井　惠治

第４号中「１時間738円」を「１時間741円」に改める。

公告

諸事項

国営別海北部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営別海北部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年１月９日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営別海北部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

平成25年１月10日から平成25年２月７日まで

3　縦覧場所

北海道野付郡別海町事務所

境川土地改良区の土地改良事業計画の変更の適当決定の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、三重県及び岐阜県の区域の一部を地区とし、三重県桑名市に事務所を有する境川土地改良区から申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、その申請を平成24年12月17日適当と決定したので、同法第48条第９項において準用する同法第８条第６項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に東海農政局長に異議を申し出ることができる。

平成25年１月９日

東海農政局長　森　多可志

1　縦覧に供すべき書類の名称

境川土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2　縦覧期間

平成25年１月10日から平成25年２月７日まで

3　縦覧場所

三重県桑名市役所多度町総合支所及び岐阜県海津市役所南濃庁舎